

香取広域市町村圏事務組合火葬場管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年11月

香取広域市町村圏事務組合

香取広域市町村圏事務組合火葬場管理運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

目的

この要領は、香取広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）火葬場の管理運営業務を委託するに当たり、業務の円滑かつ効率的な運営及び高品質な住民サービスの提供を確保することを目的に、最も適した委託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

第1 業務の概要

- (1) 業務名称 香取広域市町村圏事務組合火葬場管理運営業務委託
- (2) 発注者 香取広域市町村圏事務組合
- (3) 業務内容 火葬場における管理運営及び火葬等に係る業務
(詳細については、別紙「香取広域市町村圏事務組合火葬場管理運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する。)
- (4) 業務委託対象施設
 - ア 北総斎場 神崎町神崎神宿1009番地2
 - イ おみがわ聖苑 香取市小見川1797番地1
- (5) 履行期間 ① 履行期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
② 準備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
- (6) 提案上限金額 5年間で総額202,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を上限とする。なお、令和7年度上限額は40,488,000円とする。（消費税及び地方消費税相当額を含まない）
ただし、準備期間については支払いの対象としない。

※この金額は契約金額を示すものではない。提案価格書（別紙「様式第11号」による）に記入する提案価格については消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。

第2 実施形式

本プロポーザルは、公募型とし、技術面と価格面の双方から選定するものとする。

第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は次の要件を全て満たしている上で参加申込をすること。

- (1) 香取市入札参加資格者名簿の名簿業種「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」、中分類「施設の運転・管理」もしくは「その他」（※「その他」であった場合、火葬業務に関することであること）に参加申込書の提出日（別紙様式「第2号」による）まで

に登載されている者であること。

- (2) 過去5年以内に地方公共団体から、元請として火葬場の管理運営に関する業務を1年以上継続して受注した実績がある者であること。
- (3) 千葉県及び千葉県に隣接する1都2県（東京都、埼玉県、茨城県）内に本店または、支店を有する者であること。
- (4) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置または、香取広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成28年香取広域市町村圏事務組合告示第3号）に基づく入札参加除外措置を本業務の公告日から契約を締結するまでの間受けていない者であること。
- (5) 特記仕様書第2条第1項に掲げる業務従事者を配置できる者であること。
- (6) 国税及び地方税について、未納のない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者または、提案書提出締切日前6ヵ月以内に手形または、小切手を不渡りしたもの。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者でないこと。

第4 現地見学会の開催

現地見学会希望者は、次の方法により申込を行うこと。

なお、希望者には電子メールで開催日程を通知する。ただし、参加者多数の場合は日程を変更する場合がある。

- (1) 開催日 令和6年11月17日（日）
- (2) 場所 北総斎場及びおみがわ聖苑
- (3) 参加人数 1者あたり2名までとする。
- (4) 申込期限 令和6年11月13日（水）正午必着
- (5) 提出書類 公募型プロポーザル現地見学会申込書（別紙「様式第1号」による）1部
- (6) 提出場所 〒289-0407 千葉県香取市仁良300番地1（香取市山田支所1F）
香取広域市町村圏事務組合事務局業務課業務班
TEL:0478-78-1311 FAX:0478-78-1185
E-mail:gyoumu@katorikouiki-chiba.jp
- (7) 提出方法 電子メールアドレス宛に提出するものとする。事務局業務課業務班まで受信確認を電話で行うこと。

第5 参加表明

企画提案審査に参加しようとする者は、次の方法により参加表明を行うこと。

(1) 参加表明期限

令和6年11月19日（火）正午必着

(2) 提出書類

- 1) 公募型プロポーザル参加申込書（別紙「様式第2号」による）1部
- 2) 火葬場管理運営業務受託実績表（別紙「様式第3号」による）1部
- 3) 納税証明書（直近3か月以内のもの）1部

(3) 提出場所 第4（6）事務局業務課業務班

(4) 受付時間 9時から16時までとする（正午から13時までを除く）

(5) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、土曜日・日曜日・祝日除く）

第6 質問の提出等

本プロポーザルに関する全ての質疑は、次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和6年11月25日（月）正午まで

(2) 提出方法 質問書（別紙「様式第4号」による）に記入の上、電子メールで提出のこと。事務局業務課業務班まで受信確認を電話で行うこと。

(3) 回答 令和6年11月29日（金）までに組合ホームページに掲載する。

(4) その他 公募型プロポーザル参加申込書（別紙「様式第2号」による）を提出している者のみ質問を受け付けるものとする。

第7 企画提案書等

(1) 提出書類

1) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

※企画提案書の作成方法は、別紙「様式第5号～11号」のとおりとすること。

2) 上記の電子データを格納したCD-ROM 1枚

※ウィルス検査済書（任意様式）を含む。

3) 会社パンフレット等概要のわかるもの 8部（正本1部、副本7部）

4) 登記簿謄本（直近3か月以内のもの） 1部

5) 財務諸表の写し（直近3か年度分） 1部

6) 定款 1部

(2) 参加の辞退

参加を辞退しようとする者は、公募型プロポーザル参加辞退届出書（別紙「様式第12号」による）1部提出すること。

(3) 提出場所 第4（6）事務局業務課業務班

(4) 受付時間 9時から16時までとする（正午から13時までを除く）

- (5) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、土曜日・日曜日・祝日除く）
- (6) 提出期限 令和 6 年 12 月 11 日（水）正午必着

第8 参加資格審査及び企画提案審査（ヒアリング）の実施

- (1) 参加資格審査及び結果の通知
 - 1) 参加資格の審査は、参加申込提出書類により行う。
 - 2) 結果は、令和 6 年 11 月 22 日（金）までに電子メール（別紙「様式第 13 号」による）で通知する。
- (2) 企画提案審査（ヒアリング）の実施
令和 6 年 12 月 25 日（水）予定（日時等については、後日通知する。）

第9 審査方法及び優先交渉者の決定

審査は、企画提案審査とし、「香取広域市町村圏事務組合火葬場管理運営業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づく審査委員会が行う。なお、企画提案審査に係る審査委員会の会議は非公開とする。

- (1) 企画提案審査（ヒアリング）
 - 1) 企画提案審査は、企画提案書に基づくヒアリング方式とし、提出書類以外の補足資料等の提出は認めない。
 - 2) 参加資格要件を満たした企画提案審査対象者に対し、実施日時等を発注者から電子メールで連絡をする。なお、審査に係る所要時間は、30 分以内とする。
 - 3) 企画提案審査に出席できる人数は 3 人以内とし、審査前日正午までに企画提案審査参加申込書（別紙「様式第 14 号」による）に記入の上、電子メールで提出のこと。事務局業務課業務班まで受信確認を電話で行うこと。
 - 4) 提出を求めた企画提案書とヒアリングをもとに別紙審査項目により採点を行う。
 - 5) 4)において審査した各委員の採点を合計し、最も得点が高かった者を優先交渉者とし、2 番目を次点交渉者とする。なお、同点の場合は、提案価格が低い者を上位者とする。
 - 6) 企画提案書は次の規格とする。

サイズ A4

印刷 両面印刷（表紙を除く）

枚数 15 枚以内（表紙、契約書の写し及び保有資格証明書の写しを除く）

- (2) 優先交渉者の決定

- 1) 審査委員会は、選定結果を管理者へ報告するものとする。
- 2) 管理者は、選定結果の報告を受け、優先交渉者を決定する。

- (3) 審査結果の通知及び公表

企画提案審査の結果は、企画提案審査対象者へ書面で通知するが、併せて優先交渉者を発注者のホームページで公表するものとする。

(4) 優先交渉者及び次点交渉者の公表 令和7年1月9日（木）予定

第10 契約の締結

- (1) 発注者は、香取広域市町村圏事務組合財務規則（昭和62年香取広域市町村圏事務組合規則第3号）で準用する香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号）に基づき、優先交渉者と企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合は、提案価格の範囲で委託契約を締結する。なお、協議の際、仕様書の内容を一部変更する場合がある。
- (2) 発注者は、優先交渉者との協議が合意に達しない場合又は、委託契約を締結できない事由が生じた場合は、次点交渉者（第9（1）5）と前号の協議を行うものとする。

第11 プロポーザルのスケジュール

プロポーザル参加募集公告	令和6年11月1日（金）
現地見学会申込書の提出期限	令和6年11月13日（水）正午まで
現地見学会	令和6年11月17日（日）予定
参加申込書等の提出期限	令和6年11月19日（火）正午まで
参加資格審査結果通知	令和6年11月22日（金）予定
質問書の提出期限	令和6年11月25日（月）正午まで
企画提案書等の提出期限	令和6年12月11日（水）正午まで
企画提案審査（ヒアリング）	令和6年12月25日（水）予定
審査結果通知	令和7年1月9日（木）予定

第12 プロポーザルの中止

- (1) 発注者は、プロポーザル参加者が、談合し又は、談合の恐れがある不穏な行動をとる等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期若しくは、中止することができる。
- (2) 発注者は、やむを得ない事由が生じたとき、プロポーザルの延期若しくは中止をすることができる。
- (3) 前2号の場合における損害については、プロポーザル参加者の負担とする。

第13 非決定理由の説明

- (1) 参加資格審査については、審査内容及び審査結果についての質問又は、審査結果に関する異議の受付をしない。
- (2) 企画提案書審査については、優先交渉者に決定されなかったプロポーザル参加者が、非決定理由の説明を求めた場合、非決定理由の説明を行う。ただし、審査内容についての質問又は、異議の受付はしない。

- 1) 非決定理由の説明を求める場合は、優先交渉者決定通知日の翌日から 3 日以内に書面を持参により第 4（6）事務局業務課業務班まで提出する。（この場合、土曜日・日曜日・祝日除く）
- 2) 前号により非決定理由の説明を求められた場合発注者は、書面により通知する。

第 14 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 本要領第 3 に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (5) 提案上限金額を超えた場合

第 15 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、香取広域市町村圏事務組合事務局業務課業務班に設置する。

第 16 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (3) 応募が 1 者でもプロポーザルを実施する。また、たとえ 1 者でも基準を満たさないと不採用となることもある。
- (4) プロポーザル参加者が提出した書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

附 則

- (施行期日)
- 1 この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
(要領の廃止)
 - 2 この要領は、優先交渉者が決定した時点で廃止する。